

【内閣府子ども・子育て本部関係】

現行

改正後	別 表 1 算 定 基 準									
	1区分	2整備区分	3種目	4基準額	5対象経費	6負担割合	7区分	8整備区分	9種目	10基準額
放課後児童クラブ（1支援単位あたり）	創設及び改築	本体工事費	28,659千円	放課後児童クラブの創設及び改築整備（建物の整備と一体的に整備されるもの）	市町村が整備を行う場合 (通知の第1の2に基づき特機児童の解消のための放課後児童クラブの整備を行う場合)	市町村が整備を行う場合 (通知の第1の2に基づき特機児童の解消のための放課後児童クラブの整備を行う場合)	創設及び改築	本体工事費	28,152千円	
放課後児童クラブ（1支援単位あたり）	創設及び改築	本体工事費	28,318千円	放課後児童クラブの創設及び改築整備（建物の整備と一体的に整備されるもの）	市町村が整備を行う場合 (通知の第1の2に基づき特機児童の解消のための放課後児童クラブの整備を行う場合)	市町村が整備を行う場合 (通知の第1の2に基づき特機児童の解消のための放課後児童クラブの整備を行う場合)	創設及び改築	本体工事費	56,304千円	
放課後児童クラブ（1支援単位あたり）	創設及び改築	本体工事費	6,658千円	放課後児童クラブの創設及び改築整備（建物の整備と一体的に整備されるもの）	市町村が整備を行う場合 (通知の第1の2に基づき特機児童の解消のための放課後児童クラブの整備を行う場合)	市町村が社会福祉法人等が行う施設の整備に対する補助を行う場合 (通知の第1の2に基づき特機児童の解消のための放課後児童クラブの整備を行う場合)	創設及び改築	本体工事費	6,658千円	
放課後児童クラブ（1支援単位あたり）	創設及び改築	本体工事費	17,246千円	放課後児童クラブの解体撤去に必要な費用	市町村が社会福祉法人等が行う施設の整備に対する補助を行う場合 (通知の第1の2に基づき特機児童の解消のための放課後児童クラブの整備を行う場合)	解体撤去	1 改築に際して既存施設を解体し撤去する場合	必要な費用	16,941千円	
放課後児童クラブ（1支援単位あたり）	創設及び改築	本体工事費	2,264千円	放課後児童クラブの解体撤去に必要な費用	市町村が社会福祉法人等が行う施設の整備に対する補助を行う場合 (通知の第1の2に基づき特機児童の解消のための放課後児童クラブの整備を行う場合)	解体撤去	1 改築に際して既存施設を解体し撤去する場合	必要な費用	1,494千円	
放課後児童クラブ（1支援単位あたり）	創設及び改築	本体工事費	2,224千円	放課後児童クラブの解体撤去に必要な費用	市町村が社会福祉法人等が行う施設の整備に対する補助を行う場合 (通知の第1の2に基づき特機児童の解消のための放課後児童クラブの整備を行う場合)	解体撤去	2 改築に際して仮設施設を整備する場合	必要な費用	2,224千円	

改正後		現行	
3 一部改築に際して既存施設を解体し撤去する場合 又は仮設施設を整備する場合は、通知の第2の2により内閣総理大臣が必要と認めた額とする。		3 一部改築に際して既存施設を解体し撤去する場合 又は仮設施設を整備する場合は、通知の第2の2により内閣総理大臣が必要と認めた額とする。	
拡張 本体工事費	内閣総理大臣が認めた額とする。 ただし、創設に係る基準額の2分の1を上限とする。	放課後児童クラブの拡張整備に係る基準額の2分の1を上限とする。	内閣総理大臣が認めた額とする。 ただし、創設に係る基準額の2分の1を上限とする。
賃借料加算	6,658 千円	6,658 千円	6,658 千円
特殊付帯工事費	<u>17,246</u> 千円	特殊付帯工事費	<u>16,941</u> 千円
大規模修繕 本体工事費	通知の第4の3により内閣総理大臣が必要と認めた額とする。	放課後児童クラブの大規模修繕に必要な工事費又は工事請負費及び工事事務費	放課後児童クラブの大規模修繕に必要な工事費又は工事請負費及び工事事務費
特殊付帯工事費	<u>17,246</u> 千円	特殊付帯工事費	<u>16,941</u> 千円
仮設施設 整備工事費	大規模修繕する場合は、通知の第4の3により内閣総理大臣が必要と認めた額とする。	仮設施設整備に必要な賃借料、工事費又は工事請負費	仮設施設整備に必要な賃借料、工事費又は工事請負費

現行後改正

改正後		現行	
事費	2 改築に際して仮設施設を整備する場合 <u>4,281</u> 千円	事費	2 改築に際して仮設施設を整備する場合 <u>4,205</u> 千円
3 一部改築に際して既存施設を解体し撤去する場合 又は仮設施設を整備する場合は、通知の第2の2により内閣総理大臣が必要と認めた額とする。	病児保育施設の拡張整備に必要な工事費及び工事事務費 内閣総理大臣が認めた額とする。ただし、創設に係る基準額の2分の1を上限とする。	3 一部改築に際して既存施設を解体し撤去する場合 又は仮設施設を整備する場合は、通知の第2の2により内閣総理大臣が必要と認めた額とする。	病児保育施設の拡張整備に必要な工事費及び工事事務費 内閣総理大臣が認めた額とする。ただし、創設に係る基準額の2分の1を上限とする。
拡張 本体工事費	<u>4,592</u> 千円	拡張 本体工事費	<u>4,511</u> 千円
設計料加算	本体工事費の5%	設計料加算	本体工事費の5%
環境改善 加算	<u>16,415</u> 千円	環境改善 加算	<u>16,125</u> 千円
特殊付帯 工事費	通知の第4の3により内閣総理大臣が必要と認めた額とする。	大規模修繕 本体工事費	通知の第4の3により内閣総理大臣が必要と認めた額とする。
特殊付帯 工事費	<u>16,415</u> 千円	特殊付帯 工事費	<u>16,125</u> 千円
仮設施設 整備工事 費	大規模修繕に際して仮設施設を整備する場合は、通知の第4の3により内閣総理大臣が必要と認めた額とする。	仮設施設 整備工事 費	大規模修繕に際して仮設施設を整備する場合は、通知の第4の3により内閣総理大臣が必要と認めた額とする。

別表3 算定基準		(第8条に基づき、放課後児童クラブの整備を行う場合)									
改正後		現行									
1区分	2整備区分	3種目	4基準額	5対象経費	6負担割合	7整備区分	8本体工事費	9本体工事費	103種目	115対象経費	126負担割合
放課後児童クラブ（1支援単位あたり）	創設及び改築	本体工事費	第8条 (1)に基づく場合 42,989千円	放課後児童クラブの創設及び改築整備（建物の整備と一体的に整備されるとのうえ、内閣総理大臣が必要と認めた整備を含む。）に必要な工事費又は工事請負費及び工事事務費（工事施工のため直接必要な事務に要する費用であります。旅費、消耗品費、通信運搬費、印刷製本費及び設計監理料等をいい、その額は工事費又は工事請負費の2.6%に相当する額を限度とする。以下同じ。）並びに既存建物の買収のために必要な財産購入費（PF1事業及び既存施設の整備に対する補助を行う場合（通知の第1の2に基づき特需児童の放課後のための放課後児童クラブの整備を行う場合））	市町村が整備を行う場合 国 1/3 (2/3)	放課後児童クラブの創設及び改築整備（建物の整備と一体的に整備されるとのうえ、内閣総理大臣が必要と認めた整備を含む。）に必要な工事費又は工事請負費（工事施工のため直接必要な事務に要する費用であります。旅費、消耗品費、通信運搬費、印刷製本費及び設計監理料等をいい、その額は工事費又は工事請負費の2.6%に相当する額を限度とする。以下同じ。）並びに既存建物の買収のために必要な財産購入費（PF1事業及び既存施設の整備に対する補助を行う場合（通知の第1の2に基づき特需児童の放課後のための放課後児童クラブの整備を行う場合））	放課後児童クラブの創設及び改築整備（建物の整備と一体的に整備されるとのうえ、内閣総理大臣が必要と認めた整備を含む。）に必要な工事費又は工事請負費（工事施工のため直接必要な事務に要する費用であります。旅費、消耗品費、通信運搬費、印刷製本費及び設計監理料等をいい、その額は工事費又は工事請負費の2.6%に相当する額を限度とする。以下同じ。）並びに既存建物の買収のために必要な財産購入費（PF1事業及び既存施設の整備に対する補助を行う場合（通知の第1の2に基づき特需児童の放課後のための放課後児童クラブの整備を行う場合））	放課後児童クラブの創設及び改築整備（建物の整備と一体的に整備されるとのうえ、内閣総理大臣が必要と認めた整備を含む。）に必要な工事費又は工事請負費（工事施工のため直接必要な事務に要する費用であります。旅費、消耗品費、通信運搬費、印刷製本費及び設計監理料等をいい、その額は工事費又は工事請負費の2.6%に相当する額を限度とする。以下同じ。）並びに既存建物の買収のために必要な財産購入費（PF1事業及び既存施設の整備に対する補助を行う場合（通知の第1の2に基づき特需児童の放課後のための放課後児童クラブの整備を行う場合））	放課後児童クラブの創設及び改築整備（建物の整備と一体的に整備されるとのうえ、内閣総理大臣が必要と認めた整備を含む。）に必要な工事費又は工事請負費（工事施工のため直接必要な事務に要する費用であります。旅費、消耗品費、通信運搬費、印刷製本費及び設計監理料等をいい、その額は工事費又は工事請負費の2.6%に相当する額を限度とする。以下同じ。）並びに既存建物の買収のために必要な財産購入費（PF1事業及び既存施設の整備に対する補助を行う場合（通知の第1の2に基づき特需児童の放課後のための放課後児童クラブの整備を行う場合））	放課後児童クラブの創設及び改築整備（建物の整備と一体的に整備されるとのうえ、内閣総理大臣が必要と認めた整備を含む。）に必要な工事費又は工事請負費（工事施工のため直接必要な事務に要する費用であります。旅費、消耗品費、通信運搬費、印刷製本費及び設計監理料等をいい、その額は工事費又は工事請負費の2.6%に相当する額を限度とする。以下同じ。）並びに既存建物の買収のために必要な財産購入費（PF1事業及び既存施設の整備に対する補助を行う場合（通知の第1の2に基づき特需児童の放課後のための放課後児童クラブの整備を行う場合））	放課後児童クラブの創設及び改築整備（建物の整備と一体的に整備されるとのうえ、内閣総理大臣が必要と認めた整備を含む。）に必要な工事費又は工事請負費（工事施工のため直接必要な事務に要する費用であります。旅費、消耗品費、通信運搬費、印刷製本費及び設計監理料等をいい、その額は工事費又は工事請負費の2.6%に相当する額を限度とする。以下同じ。）並びに既存建物の買収のために必要な財産購入費（PF1事業及び既存施設の整備に対する補助を行う場合（通知の第1の2に基づき特需児童の放課後のための放課後児童クラブの整備を行う場合））
第8条 (2)、(3)に基づく場合 31,525千円	第8条 (2)、(3)に基づく場合 31,525千円	第8条 (1)に基づく場合 42,989千円	第8条 (1)に基づく場合 42,989千円	第8条 (1)に基づく場合 42,989千円	第8条 (1)に基づく場合 42,989千円	第8条 (2)、(3)に基づく場合 30,967千円					
第8条 (4)に基づく場合 37,830千円	第8条 (4)に基づく場合 37,830千円	第8条 (4)に基づく場合 37,830千円	第8条 (4)に基づく場合 37,830千円	第8条 (4)に基づく場合 37,830千円	第8条 (4)に基づく場合 37,830千円	第8条 (4)に基づく場合 37,830千円	第8条 (4)に基づく場合 37,830千円				
ただし、放課後子どもも総合プランによる場合	第8条 (1)に基づく場合 85,978千円	第8条 (1)に基づく場合 85,978千円	第8条 (1)に基づく場合 85,978千円	第8条 (1)に基づく場合 85,978千円	第8条 (1)に基づく場合 85,978千円	第8条 (2)、(3)に基づく場合 63,050千円					
一部改変については、通知の第2により算出されたものを基準額とする。	一部改変については、通知の第2により算出されたものを基準額とする。	一部改変については、通知の第2により算出されたものを基準額とする。	一部改変については、通知の第2により算出されたものを基準額とする。	一部改変については、通知の第2により算出されたものを基準額とする。	一部改変については、通知の第2により算出されたものを基準額とする。	一部改変については、通知の第2により算出されたものを基準額とする。	一部改変については、通知の第2により算出されたものを基準額とする。	一部改変については、通知の第2により算出されたものを基準額とする。	一部改変については、通知の第2により算出されたものを基準額とする。	一部改変については、通知の第2により算出されたものを基準額とする。	一部改変については、通知の第2により算出されたものを基準額とする。
賃借料加算	第8条 (1)に基づく場合 9,987千円	第8条 (1)に基づく場合 9,987千円	第8条 (1)に基づく場合 9,987千円	第8条 (1)に基づく場合 9,987千円	第8条 (1)に基づく場合 9,987千円	第8条 (2)、(3)に基づく場合 7,324千円					
特殊付帯工事費	第8条 (1)に基づく場合 25,869千円	第8条 (1)に基づく場合 25,869千円	第8条 (1)に基づく場合 25,869千円	第8条 (1)に基づく場合 25,869千円	第8条 (1)に基づく場合 25,869千円	第8条 (2)、(3)に基づく場合 18,971千円					
第8条 (4)に基づく場合 22,765千円	第8条 (4)に基づく場合 22,765千円	第8条 (4)に基づく場合 22,765千円	第8条 (4)に基づく場合 22,765千円	第8条 (4)に基づく場合 22,765千円	第8条 (4)に基づく場合 22,765千円	第8条 (4)に基づく場合 22,765千円	第8条 (4)に基づく場合 22,765千円				

解体撤去工事費及び仮設施設整備工事費	1 改策に際して既存施設を解体し撤去する場合 第8条（1）に基づく場合 2,282千円	解体撤去に必要な工事費及び仮設施設整備工事費 に必要な賃借料、工事費又は工事費負費	工事費及び仮設施設整備工事費 に必要な賃借料、工事費又は工事費負費
	第8条（2）、（3）に基づく場合 1,673千円	第8条（4）に基づく場合 2,008千円	第8条（1）に基づく場合 2,241千円
2 改策に際して仮設施設を整備する場合 第8条（1）に基づく場合 3,396千円	第8条（2）、（3）に基づく場合 2,490千円	第8条（4）に基づく場合 1,972千円	第8条（2）、（3）に基づく場合 1,643千円
	第8条（4）に基づく場合 2,936千円	第8条（1）に基づく場合 3,336千円	第8条（4）に基づく場合 2,446千円
3 一部改策に際して既存施設を解体し撤去する場合又は仮設施設を整備する場合は、通知の第2の2により内閣総理大臣が必要と認めた額とする。 内閣総理大臣が認めた額とする。 ただし、創設に係る基準額の2分の1を上限とする。	第8条（1）に基づく場合 2,938千円	第8条（2）、（3）に基づく場合 2,490千円	第8条（4）に基づく場合 2,936千円
	第8条（1）に基づく場合 2,938千円	第8条（2）、（3）に基づく場合 2,490千円	第8条（4）に基づく場合 2,936千円
拡張工事費	本体工事費	本体工事費	本体工事費
	第8条（1）に基づく場合 9,987千円	放課後児童クラブの拡張整備に必要な工事費及び工事事務費	放課後児童クラブの拡張整備に必要な工事費及び工事事務費
賃借料加算	第8条（2）、（3）に基づく場合 7,324千円	新たに土地を賃借して放課後児童クラブを整備する場合に必要な費用(施設の拡張により必要な部分に限る。)	新たに土地を賃借して放課後児童クラブを整備する場合に必要な費用(施設の拡張により必要な部分に限る。)
	第8条（4）に基づく場合 8,789千円	第8条（1）に基づく場合 9,987千円	第8条（2）、（3）に基づく場合 7,324千円
特殊付帯工事費	第8条（1）に基づく場合 25,869千円	特殊付帯工事費に必要な工事費又は工事費負費	特殊付帯工事費に必要な工事費又は工事費負費
	第8条（2）、（3）に基づく場合 18,971千円	第8条（2）、（3）に基づく場合 25,412千円	第8条（2）、（3）に基づく場合 18,635千円
	第8条（4）に基づく場合 22,765千円	第8条（4）に基づく場合 22,362千円	第8条（4）に基づく場合 22,362千円

別表 4 算定基準		第8条に基づき、病児保育施設の整備を行う場合		第8条に基づき、病児保育施設の整備を行う場合	
改正後		現行			
1区分	2整備区分	3種目	4基準額	5対象経費	6負担割合
病児保育施設	創設及び改築	本体工事費	第8条 (1)に基づく場合 58,386千円	病児保育施設の創設及び改築整備に係る費用	市町村が整備を行う場合 国 1/3
			第8条 (2)、(3)に基づく場合 42,816千円	市町村が整備と一体的に整備されるものであつて、内閣総理大臣が必要と認めた整備を含む。)に必要な工事費又は工事請負費及び工事事務費(工事施工のため直接必要な事務に要する費用であつて、旅費、消耗品費、通信運搬費、印刷製本費及び設計監理料等をいい、その額は工事費又は工事請負額の2.6%に相当する。以下同じ。)並びに既存建物の買収のため必要な財産購入費(PFI事業及び既存建物を買収することが建物を新築することにより効率的であると認められる場合に限る。)	市町村が整備を行う場合 都道府県 1/3 市町村 1/3
			第8条 (4)に基づく場合 51,380千円	一部改築については、通知の第2により算出されたものを基準額とする。	市町村が社会福祉法人等が行う施設の整備に付して補助を行う場合 都道府県 3/10 市町村 3/10 設置者 1/10
1区分	2整備区分	3種目	4基準額	5対象経費	6負担割合
病児保育施設	創設及び改築	本体工事費	第8条 (1)に基づく場合 2,919千円	病児保育施設の創設及び改築整備に係る費用	市町村が整備を行う場合 都道府県 1/3 市町村 1/3
			第8条 (2)、(3)に基づく場合 2,141千円	市町村が整備と一体的に整備されるものであつて、内閣総理大臣が必要と認めた整備を含む。)に必要な工事費又は工事請負費及び工事事務費(工事施工のため直接必要な事務に要する費用であつて、旅費、消耗品費、通信運搬費、印刷製本費及び設計監理料等をいい、その額は工事費又は工事請負額の2.6%に相当する。以下同じ。)並びに既存建物の買収のため必要な財産購入費(PFI事業及び既存建物を買収することが建物を新築することにより効率的であると認められる場合に限る。)	市町村が社会福祉法人等が行う施設の整備に付して補助を行う場合 都道府県 3/10 市町村 3/10 設置者 1/10
			第8条 (4)に基づく場合 2,569千円	本体工事費以外に別途必要となる設計料	市町村が社会福祉法人等が行う施設の整備に付して補助を行う場合 都道府県 3/10 市町村 3/10 設置者 1/10
設計料加算				設計料加算	市町村が社会福祉法人等が行う施設の整備に付して補助を行う場合 都道府県 3/10 市町村 3/10 設置者 1/10
				設計料加算	市町村が社会福祉法人等が行う施設の整備に付して補助を行う場合 都道府県 3/10 市町村 3/10 設置者 1/10
環境改善加算				環境改善加算	市町村が社会福祉法人等が行う施設の整備に付して補助を行う場合 都道府県 3/10 市町村 3/10 設置者 1/10

		現行	
		改正後	
地域の余裕スペース活用促進加算	第8条（1）に基づく場合 6,027千円 第8条（2）、（3）に基づく場合 4,420千円 第8条（4）に基づく場合 5,304千円	地域の余裕スペース（公営住宅、公民館等）を活用して病児保育施設を整備するため必要となる費用	第8条（1）に基づく場合 5,921千円 第8条（2）、（3）に基づく場合 4,342千円 第8条（4）に基づく場合 5,210千円
特殊付帯工事費	第8条（1）に基づく場合 24,623千円 第8条（2）、（3）に基づく場合 18,057千円 第8条（4）に基づく場合 21,668千円	特殊附帯工事に必要な工事費又は工事請負費	第8条（1）に基づく場合 24,188千円 第8条（2）、（3）に基づく場合 17,738千円 第8条（4）に基づく場合 21,285千円
解体撤去工事費及び仮設施設整備工事費	1 改築に際して既存施設を解体し撤去する場合 第8条（1）に基づく場合 3,605千円 第8条（2）、（3）に基づく場合 2,643千円 第8条（4）に基づく場合 3,172千円 2 改築に際して仮設施設を整備する場合 第8条（1）に基づく場合 6,422千円 第8条（2）、（3）に基づく場合 4,709千円 第8条（4）に基づく場合 5,651千円 3 一部改築に際して既存施設を解体し撤去する場合又は仮設施設を整備する場合は、通知の第2の2により内閣総理大臣が必要と認めた額とする。	解体撤去に必要な工事費又は工事請負費及び仮設施設整備工事に必要な資材料、工事費又は工事請負費	1 改築に際して既存施設を解体し撤去する場合 第8条（1）に基づく場合 3,542千円 第8条（2）、（3）に基づく場合 2,597千円 第8条（4）に基づく場合 3,117千円 2 改築に際して仮設施設を整備する場合 第8条（1）に基づく場合 6,398千円 第8条（2）、（3）に基づく場合 4,626千円 第8条（4）に基づく場合 5,551千円 3 一部改築に際して既存施設を解体し撤去する場合又は仮設施設を整備する場合は、通知の第2の2により内閣総理大臣が必要と認めた額とする。
拡張	本体工事費 本体工事費の5%	拡張 本体工事費 本体工事費の5%	拡張 本体工事費 本体工事費の5%
設計料加算			設計料加算 本体工事費以外に別途必要となる設計料

子ども・子育て支援整備交付金交付要綱（新旧対照表）案

		改正後			現行		
		第8条（1）に基づく場合 6,888千円	第8条（2）、（3）に基づく場合 5,051千円	第8条（4）に基づく場合 6,061千円	第8条（1）に基づく場合 6,767千円	第8条（2）、（3）に基づく場合 4,962千円	第8条（4）に基づく場合 5,985千円
環境改善 加算		子どもにやさしい 環境を作り出すため に必要な費用	子どもにやさしい 環境を作り出すため に必要な費用	子どもにやさしい 環境を作り出すため に必要な費用	環境改善 加算	環境改善 加算	環境改善 加算
特殊付帯 工事費		特殊付帯工事に必 要な工事費又は工事 請負費	特殊付帯工事に必 要な工事費又は工事 請負費	特殊付帯工事に必 要な工事費又は工事 請負費	特殊付帯 工事費	特殊付帯工事に必 要な工事費又は工事 請負費	特殊付帯工事に必 要な工事費又は工事 請負費
		第8条（1）に基づく場合 24,623千円	第8条（2）、（3）に基づく場合 18,057千円	第8条（4）に基づく場合 21,668千円	第8条（1）に基づく場合 24,188千円	第8条（2）、（3）に基づく場合 17,738千円	第8条（4）に基づく場合 21,285千円

